

佐賀県議会告示第2号

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年佐賀県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

佐賀県議会議長 官 原 真 一

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) 略</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項の被保険者番号等</u></p> <p>(17) 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は、令和8年6月14日から施行する。